

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者であって予定価格の制限の範囲内のもの（失格となった者を除く。）について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

2 評価点の配点

価格評価点と価格以外の評価点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点 80点

イ 価格以外の評価点 20点

3 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点＝配点（80点）×最低価格／入札価格
(小数点以下3位未満を四捨五入)

(2) 最低価格は各入札者（失格となった者を除く。）の入札金額（消費税等を除く。以下同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準		評価点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年度分の対象工事と同じ工種の高崎市発注工事の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。この場合において、工事成績評定点65点未満が1件以上ある場合は平均値が65点未満であるとみなす。	5.0点	80点以上		5.0点
		75点以上80点未満		4.0点
		65点以上75点未満		$(\text{平均値} - 65) \times 4.0 / 10$ 点 (小数点以下3位未満を四捨五入)
		評価対象なし		0点
		65点未満		△1.0点
② 企業の施工実績 同種工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。この場合における同種工事は、「5」の要件による。※「5」に要件を記入する。	2.5点	5年以内の実績有り		2.5点
		5年を超える実績有り		1.0点
		実績なし		0点
③ 企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前年度に同種工事において高崎市優良工事表彰等の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無による評価。	2.0点	高崎市優良工事表彰あり		2.0点
		国及び群馬県の優良工表彰あり		1.0点
		無し		0点
④ 災害時等における地域貢献 次に掲げる災害時等における地域貢献により評価する。 (1) 入札日現在における高崎市との間での災害防災協定の締結の有無 (2) 入札日の属する年度の前年度から過去3年度及び当該年度の評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対策等の、高崎市が管理する社会資本の維持管理に関する緊急な出動の有無	1.0点	災害防災協定の締結	有り	0.5点
			無し	0点
		災害時の応急対策等、緊急な出動	有り	0.5点
			無し	0点
小計	10.5点			

【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑤ 配置技術者工事成績評定 対象工事で配置する技術者が主任技術者又は監理技術者として携わった入札日の属する年度の前年度から過去3年度分の対象工事と同じ工種の高崎市発注工事の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均点より評価。	4.0点	80点以上	4.0点
		75点以上80点未満	3.0点
		70点以上75点未満	2.0点
		65点を超え70点未満	1.0点
		65点以下	0点
⑥ 配置予定技術者の施工経験 対象工事で配置する技術者の同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。この場合における同種工事は、「5」の要件による。	2.5点	5年以内の実績有り	2.5点
		5年を超える実績有り	1.0点
		経験なし	0点
⑦ 優秀技術者表彰 配置する技術者が入札日の属する年度の前年度から過去5年以内に同種工事において高崎市優秀技術者表彰受賞の有無による評価。	2.0点	受賞あり	2.0点
		受賞無し	0点
⑧ 配置予定技術者の所有資格 対象工事で配置する技術者の資格の取得状況により評価。	1.0点	6-1に示す資格	1.0点
		6-2に示す資格	0.5点
		無し	0点
小計	9.5点		
合計	20.0点		

5 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

(記載例) ※ 原則、過去10年間の工事実績とし、同種工事の具体的内容を記載する。

6-1 評価項目⑧「配置予定技術者」の1点となる資格は、次の資格とする。

(記載例) ア 一級〇〇施工管理技士
イ 一級建築士
ウ 技術士等

6-2 評価項目⑧「配置予定技術者」の0.5点となる資格は、次の資格とする。

(記載例) ア 二級〇〇施工管理技士
イ 二級建築士等

7 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合において、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。ただし、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者の各評価点をもって算定する。
- (2) 工事成績評定（企業関係評価項目①、技術者関係評価項目⑤）については、平成15年10月1日以降に契約を締結し、並びに平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに竣工し、及び技術監理課で検査した、〇〇〇〇工事とする。
- (3) 企業の施工実績（企業関係評価項目②）及び配置予定技術者の施工経験（技術関係評価項目⑥）については、入札日の属する年度の前年度から過去原則10年度についてのものとする。
- (4) 配置予定技術者工事成績評定（技術者関係評価項目⑤）は、当該技術者が入札に参加する者において主任技術者又は監理技術者として携わった工事を対象とする。